



資格確認書・資格情報のお知らせを送付します

国民健康保険に関するお知らせ



7月中旬に各世帯主宛てに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。

マイナ保険証をお持ちの人は、「資格情報のお知らせ」をお送りします。このお知らせのみでの受診はできません。医療機関を受診の際はマイナ保険証を提示してください。

マイナ保険証をお持ちでない人には、「資格確認書(青色)」をお送りします。医療機関を受診の際は、「資格確認書」を提示してください。

現在の保険証および資格確認書(茶色)は、8月1日以降は使用できません。保険室へ返却するか、破棄してください。

新しい資格確認書・資格情報のお知らせが届いたら

記載内容に誤りがないか、人数分の資格確認書または資格情報のお知らせがあるかを確認してください。70〜74歳の人は、負

担割合が記載されているか確認してください。記載内容に誤りがある時は、保険室へお問い合わせください。

なお、退職や就職、転入・転出などによる国保の加入や離脱には、届け出が必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。社会保険加入による国保離脱は、左記二次元バーコードからスマートフォンで申請することができます。



▲国保離脱の手続きはこちらから

▼申請・問い合わせ先
住民課 保険室

☎ 26・2249 (直通)

期限までに納付しましょう

令和7年度国民健康保険税納税通知書の送付



7月中旬以降に、令和7年度の納付書を各世帯主宛てに送付します。税制改正などで変更があった賦課限度額や法定軽減が適用された内容となっています。内容を確認し、各納期限までに納付してください。

※システム改修の都合上、納付書の送付が例年よりも遅れる見込みです。ご理解のほど、よろしく願います。

▼納付方法

- 口座振替
- 金融機関・コンビニ納付
- 電子決済(Paypay、d払い、au pay)で納付

※社会保険などに加入した場合、税額を再計算する必要があります。新しく加入した社会保険などの資格確認書または資格情報のお知らせを用意し、窓口まで届け出てください。

倒産・解雇や雇い止めなど会社都合で退職(非自発的失業)し

た場合は、保険税の軽減を受けられる場合があります。該当する場合は、窓口で申請してください。

納期限までに納付されないと督促状が發送されます。その後も納付されない場合、差し押さえなどの滞納処分が行われるとともに、特別療養費の対象になり、病院などでの自己負担が10割になります。確実な納付をお願いします。

□口座振替をご利用ください

納め忘れの心配がなく、還付が発生した場合も速やかに還付されます。町指定の金融機関窓口またはWeb□口座振替受付サービスから申請をしてください。

▼問い合わせ先

住民課 保険室

☎ 26・2249 (直通)



▲Web□座振替受付サービス(町ホームページ)

福祉医療制度の対象者

区 分	対象者	新規申請に必要なもの
子ども ※出生および転入時などに申請	0歳～18歳(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
重度心身障害者など ※適宜更新が必要 所得制限あり	障害年金1級	☐ 障害者年金証書(有効期限または次回診断書提出日が確認できるもの) ☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
	身体障害者1～3級 ※3級は入院のみ	☐ 身体障害者手帳 ☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
	療育手帳A判定	☐ 療育手帳 ☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
	特別児童扶養手当1級	☐ 特別児童扶養手当認定通知書など ☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
母子・父子家庭など ※更新は1年に1度	精神通院医療適用者 ※精神通院のみ	☐ 自立支援医療受給者証 ☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)
	○母子・父子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者 ○父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ※いずれも所得税非課税者ただし、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当しません。	☐ 健康保険資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど) ☐ 戸籍謄本(本籍地が町外の人) ☐ 令和7年度の所得課税証明書(1月2日以降に転入した人)

福祉医療制度

保険医療費の自己負担分を助成します

県内の医療機関を受診する際、マイナ保険証または資格確認書と一緒に福祉医療費受給資格者証を提示すると、保険診療

の自己負担分が助成されます。

福祉医療制度は、皆さまの税金でまかなわれています。将来にわたり維持していくために、



制度の仕組みや目的をご理解のうえ、受診してください。特に他の公費負担医療制度との併給などにご協力をお願いします。

母子・父子家庭などの皆さまへ

現在受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を送付します。7月31日(金)までに申請してください。

重度心身障害者などの皆さまへ

現在受給資格者証を交付されている人で、所得制限などにより対象外となる人には7月中に通知します。継続して対象になる人には、7月中に新しい受給資格者証を送付します。

※所得が確認できないなどの人には7月中に通知を送付します。来庁して申請が必要な場合があります。

▼所得の確認対象

受給資格対象者本人および同一世帯の配偶者・扶養義務者

▼対象所得

給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得(年金)など
※障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。

※窓口などで個人の収入に関する問い合わせにはお答えできません。健康保険情報の変更、受給資格者証の再交付申請はスマートフォンからでも手続き可能です。



▲受給資格者証の再交付申請はこちら



▲受給資格の変更届(健康保険情報の変更)はこちら

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249(直通)

新しい資格確認書は茶色です

後期高齢者医療資格確認書の更新



医療機関で提示する後期高齢者医療資格確認書が8月1日から茶色になります。8月以降、今までのみどり色の被保険者証・資格確認書は使用できません。

新しい資格確認書は7月中旬にマイナ保険証(健康保険証として利用登録済みのマイナンバーカード)の有無に関係なく全被保険者へ郵送します。

また、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は廃止されたため、すでに各認定証の交付を受けている人には限度区分を併記した資格確認書を郵送します。

▼自己負担限度額の適用について
次の方法で医療機関の窓口における一部負担金の金額を自己負担限度額(下表)まで抑えることができます。

マイナ保険証をお持ちの人

●医療機関の受付時にマイナ保険証を提示する

マイナ保険証をお持ちでない人

●限度区分が併記された資格確認書を医療機関に提示する

※併記したい場合は、役場窓口で申請が必要です。

▼注意事項

●入院時の食事代は、医療機関で限度区分の確認ができないと減額の対象になりません。

●長期入院該当による食事代の減額を受けるためには役場窓口で申請が必要です。

▼後期高齢者医療保険に関する問い合わせ先
住民課 保険室

☎ 26・2249(直通)

群馬県後期高齢者医療広域連合
☎ 027・256・7171



▲後期高齢者医療資格確認書

後期高齢者医療制度 医療費の自己負担割合・所得区分・自己負担限度額

令和8年7月末までの自己負担割合および所得区分は同一世帯の被保険者の令和7年度の住民税課税所得により判定されます。

負担割合		所 得 区 分	自己負担限度額(月額)		
			外来(個人)	外来+入院(世帯)	
3割	世帯にいる被保険者の住民税課税所得	現役並み所得者Ⅲ			
		690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈多数回140,100円※1〉		
		現役並み所得者Ⅱ			
		380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多数回93,000円※1〉		
		現役並み所得者Ⅰ			
		145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円※1〉		
2割	一般Ⅱ			18,000円 または 「6,000円+(医療費-30,000円)×10%」 の低い方を適用 〈年間上限144,000円〉	57,600円 〈多数回44,400円※1〉
	①同一世帯に被保険者が1人の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上				
1割	一般Ⅰ			18,000円 〈年間上限144,000円〉	24,600円
	上記以外の住民税課税世帯				
	低所得者Ⅱ			8,000円	15,000円
	同一世帯の全員が住民税非課税（低所得者Ⅰを除く）				
	低所得者Ⅰ				
	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円(年金収入は控除額80.67万円※2で算出し、給与収入は、給与所得控除後さらに10万円を控除して計算)				

※1 過去12カ月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります。

※2 令和7年8月1日から施行(施行前は80万円)

●令和6年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下(給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除した額)の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額(①16歳未満は1人につき33万円②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し自己負担割合、所得区分を判定します。

●3割負担に該当する人のうち、前年(令和6年中)の収入額が次のいずれかに該当し、町で確認できる場合は1割または2割負担となります。

- (1)被保険者が世帯に1人で収入額が383万円未満
- (2)被保険者が世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- (3)被保険者が世帯に1人(収入額383万円以上)で、他に70～74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満